

「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」

遠隔授業



追 補 版

令和2年（2020年）3月
北海道教育委員会

はじめに

北海道においては、平成 20 年度から地理的要因等にとらわれない多様かつ高度な教育を実現するため、小規模校や離島の高等学校において遠隔授業を実施しており、特に、平成 25 年度から道立高校が指定校となった研究開発学校においては、その取組が、平成 27 年度の一定の条件下の遠隔教育における単位認定の制度化に寄与するなどの成果を上げました。

また、平成 30 年度から 2 年間に渡り、文部科学省「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」の委託を受け、遠隔教育の活用により、小規模校や離島の高等学校における教育課程の充実を図り、実施教科・科目の増設に向けた配信側の組織体制の在り方について、調査研究校を中心に研究を進めてきました。

平成 31 年 3 月には、今後、遠隔教育を導入する学校に役立ててもらうことを趣旨に、研究の成果を「遠隔授業ガイドブック」第 1 版にまとめたところです。

本追補版では、遠隔会議システムの機能や I C T 機器の効果的活用の実践例を紹介するとともに、指定校における校内体制の整備の事例などを掲載しました。

本書が、遠隔授業の導入の資料として活用され、各学校における遠隔教育が一層充実したものになることを期待します。

北海道教育庁学校教育局教育環境支援課長 高木 順一

目 次

1 遠隔会議システムの機能の効果的活用 1

- 1 実践事例 1
 - (1) 芸術（書道） 1
 - (2) 数学 3
- 2 ICT機器の活用事例（外国語（英語）） 4

2 校内体制の整備～有朋高校の取組～ 8

- 1 校内体制づくりの工夫と配慮 8
 - (1) 校内での認識の共有 8
 - (2) 校内体制の充実に向けて 8
- 2 遠隔授業にかかる業務 9
 - (1) 受信校との時間割調整等 9
 - (2) 対面授業 9
 - (3) 受信校の教員との連携 10

3 大学進学を目指す生徒に向けた遠隔授業 12

- 1 ICT機器等の活用 12
- 2 授業について 12

参考資料 13

1 遠隔会議システムの機能の効果的活用

遠隔授業では、生徒が通常の対面授業と同等の学習成果が得られるよう、教員は遠隔会議システムの機能やICT機器を活用するなどの工夫を図ることが必要です。

1 実践事例

芸術科や数学科で実践している遠隔会議システムの機能を活用した授業の工夫を紹介します。

(1) 芸術（書道）

ア 前時の振り返り

【受信側の教員】

前時の授業終了後に、生徒の清書作品をタブレット等で撮影し、その画像データを配信側に電子メール等で送信します。

【配信側の教員】

受信側の教員から送信された画像データを、プレゼンテーションソフトのスライドに貼り付け、提示用資料を作成します。

【学習効果】

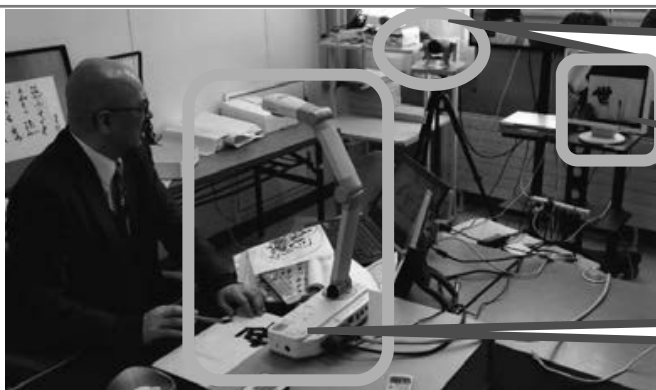
本時の冒頭に、生徒の作品を提示し批評することで、生徒は書の鑑賞の視点や観点を体験的に知ることができ、自己の作品に取り入れようとする意欲を持たせることができます。



イ 範書の提示

配信側の教員が範書を示す場面では、遠隔会議システムの「デュアルストリーム」機能を活用し、「メインカメラ」と「書画カメラ」の両方で映し出すことで、生徒は多角的に範書を捉えることができます。

また、生徒は、配信側の教員の手元と同時に表情や姿を把握できることで、配信側の教員の説明が理解しやすくなり、質問や感想を表現しやすくなります。



メインカメラで教師の表情や姿を捉える

書画カメラの映像
※受信校のモニターに表示

書画カメラで範書を撮影

ウ 個別の学習状況の把握と支援

書道は生徒がそれぞれの技能などを駆使し、思考と探究を深めながら、作品製作に取り組みます。

そのため、配信側の教員は、個々の生徒にそれぞれ指導や批評を行う必要があるため、受信側の教員にハンディカメラなどの機器を携えて机間巡視してもらい、個別の生徒の様子を捉えてもらうことができます。

受信側の教員が
ハンディカメラ
で捉えた映像



配信側の教員

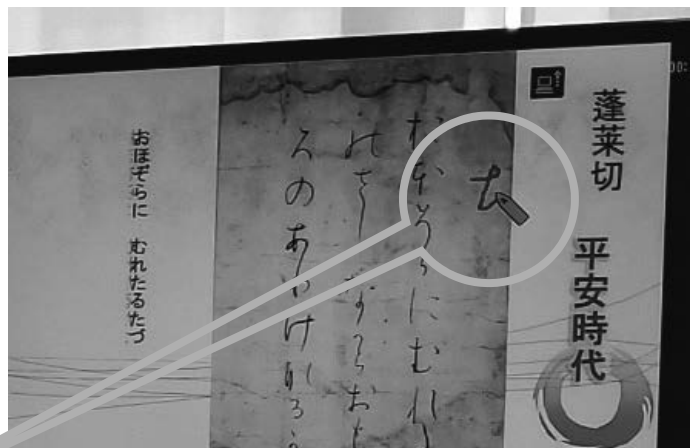
エ 鑑賞、批評

配信側の教員が、教材となる書の解説や、生徒が製作した作品を批評する際、言葉で伝えるほか、ペンタブレットを活用したアノテーション機能（画面上描画機能）を用いて視覚的に分かりやすくすることができます。

また、生徒同士で作品の相互批評をさせたり、生徒に作品を発表させたりすることを通し、作品をよりよくしようとする意識を高めるとともに、互いの作品のよさを認め合う雰囲気を作成することができます。生徒は、遠隔授業であることを踏まえ、短い言葉で端的に説明しようとする姿がうかがえます。



ペンタブレット



配信側の教員がペンタブレットに描いた線が、スライド上に描かれている様子



生徒が作品をメインカメラに向けて作品を提示している様子

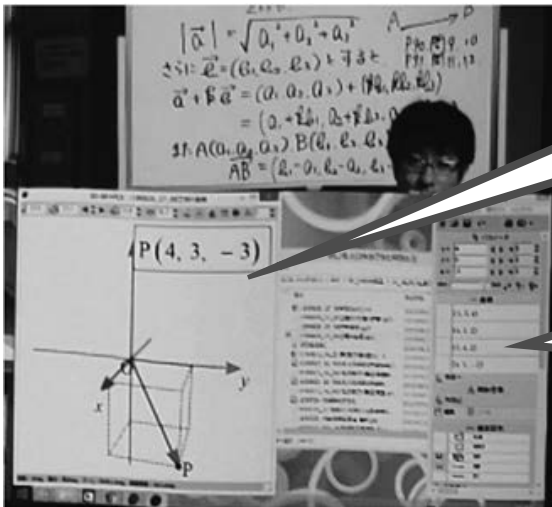


配信側の教員は、受信側のメインカメラを遠隔操作し、位置を調整したり、ズームしたりすることが可能

(2) 数学

ア 教材の提示と思考を深める学習

数学的思考を深めさせる学習場面において、ICTの機能等を活用することで、生徒の視覚的理解を促進させ、シミュレーションさせることで思考を深めさせることができます。



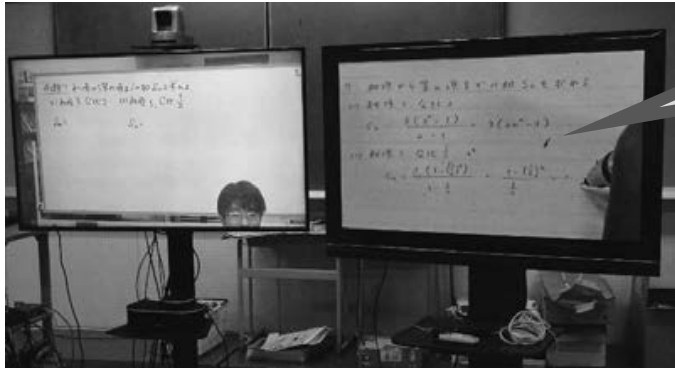
「ベクトル」の学習でグラフ作成ツールを活用

配信側の教員が操作するPCの画面を、「プレゼンテーション機能」で送信

配信側の教員が生徒と対話しながら、ソフトウェアを操作しシミュレーション

イ 個別の学習の状況の把握と支援

数学は知識や技能を活用し、思考を深める学習活動が多く取り入れられます。このような演習の場面では、生徒がつまづくことがあるため、個別の学習状況をリアルタイムで把握し、適切な支援を行う必要があります。そのため、受信側の教員にハンディカメラなどの機器を携えて机間巡視して、生徒のノートを捉えてもらうことで、配信側の教員が確認や学習支援を行うことができます。



2 ICT機器の活用事例（外国語（英語））

外国語科で実践しているICT機器を活用した授業展開例を紹介します。

実践例1：英作文の添削指導の効率化

ねらい

- ・ライティングの指導を効率的・効果的にする。

方法

- ・受信校側の書画カメラの映像を配信校側でホワイトボード等に投影し、一度に複数名の添削を行う。



【ライティングの指導がうまくいかない・・・】

- ・遠隔会議システムの映像では読みにくい・・・
- ・口頭で指導するだけでは分かりにくい・・・
- ・受講人数が多いと添削の時間が足りない・・・

【参考】

- ・配信側のカメラは固定してピンボケを防ぐ。
- ・一度に複数名を扱える画角で撮影、投影する。
- ・受講者数が少ない場合は、ペンタブレットを使用してアノテーション機能で添削することもできる。

【期待される成果】

- ・生徒が積極的に添削を依頼するようになり、教員と生徒が学習過程全体を共有できる。
- ・書画カメラを定点カメラとして使用するため、受信校側の教員の負担減につながる。
- ・添削指導により双方向のコミュニケーションが活発となり、活動的な取り組みとなる。

実践例 2 : 音声のテキスト化と表示

ねらい

- ・配信側の英語の発音をテキスト化することで生徒の安心感が高まる。

方法

- ・テキスト化アプリを起動したタブレットの画面を受信校側に提示（共有）する。
- ・音声をテキスト化して字幕のように表示

【参考】

- ・テキスト化の精度に影響するので、発音の大きさ、速度、明瞭さに留意する必要がある。

【期待される成果】

- ・生徒が英語による指示をスムーズに理解できるようになる。
- ・英語のみでコミュニケーションすることに対して、落ち着いて対応できるようになる。

【生徒が英語の指示を聞き取りきれない・・・】

- ・リスニング力の不足・・・
- ・オールイングリッシュに不慣れ・・・
- ・音声遅延などによる聞きにくさ・・・



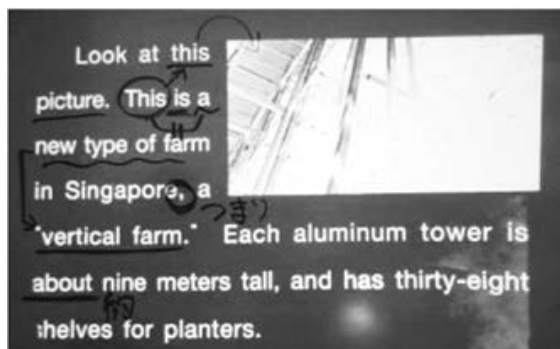
実践例 3 : 長文読解資料の能率的な作成

ねらい

- ・あらかじめ長文を電子ファイル化しておき、電子黒板アプリで投影することにより、板書する時間や教材作成の時間を省く。

方法

- ・長文の電子ファイルを電子黒板アプリを通して表示させ、その画面をホワイトボード等に投影し、受信校側にカメラ映像として見せる。



【板書等の時間を削減したい・・・】

- ・板書の時間は生徒の思考を止めてしまう・・・
- ・教材作成の時間削減ができれば・・・

【参考】

- ・カメラアプリのOCR（光学文字認識）機能を活用すると一層の省力化を図ることができる

【期待される効果】

- ・長文を扱う資料の準備を省力化することができる。
- ・教員が解説する際、画像を投影したホワイトボードに書き込みながら説明できるため、生徒の理解を深めることができる。

実践例4 : アプリを利用した語彙学習

ねらい

- ・タブレット端末等を活用して、クイズなどを配信し、生徒が楽しみながら意欲的に語彙学習に取り組む。

方法

- ・クイズアプリを活用し、語彙学習につながる問題を作成し、タブレット端末等に配信する。

【ICT機器を活用して語彙を増やしたい・・・】

- ・生徒に意欲的に語彙学習に取り組んでもらいたい・・・

【参考】

- ・パソコンで簡単に問題作成が可能なアプリを使用する。
- ・生徒が意欲的に取り組めることに留意し、授業の導入時での活用を図る。

【期待される成果】

- ・生徒はゲーム感覚で取り組めるため、意欲的に語彙学習に取り組むことができる。
- ・問題作成を簡単に行うことができるようになり、他校への遠隔授業など汎用的に活用できる。

実践例5 : ブラウザを利用した振り返り

ねらい

- ・学習の振り返りやテストを授業時間外に生徒のペースで実施できるようにする。

方法

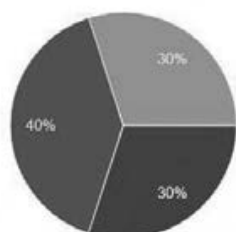
- ・クラウドツールを活用したアンケートを作成し、生徒はタブレット端末等で回答する。

【生徒による授業の振り返りを迅速にかつ手間をかけずに行いたい・・・】

- ・紙での提出だと点検に時間がかかる・・・
- ・集計まで自動化できると、すぐに次の授業に生かせる

何がよかったですか？

10件の回答



- プリント教材
- 動画
- QRアンケート

【参考】

- ・生徒が具体的に振り返りできるよう、分かりやすい表現で設問を立てる必要がある。

【期待される成果】

- ・授業の満足感や不安感などをリアルタイムで把握できる。
- ・紙ベースの回答を電子化する作業を削減できる。

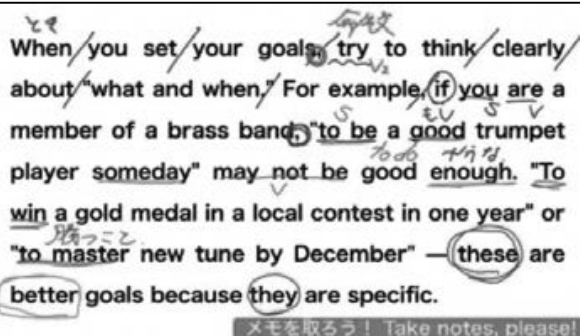
実践例 6 : プレゼンテーションソフトを用いた電子黒板

ねらい

・板書する内容をプレゼンテーションソフトで作成しておくことで、電子黒板として活用できる。

方法

・事前にプレゼンテーションソフトで作成した教材を提示し、手元のタブレットで書き込みながら指導する。



【授業時の時間効率を高めたい・・・】

・板書する時間を削減し、授業をリズムよく進めたい・・・

【参考】

・板書同様、生徒の反応を見ながら書き込む必要がある。

【期待される成果】

・表示した資料に手書きで注釈を加えることで、電子黒板のように使うことができる。
・そのため板書する時間を削減でき、授業がリズムカルになる。

実践例 7 : ICTを活用した自習課題

ねらい

・自習課題に動画や質問フォームを盛り込むことで、生徒はICT機器を活用し、コンテンツにアクセスし学習の充実を図ることができる。

方法

・自習課題に配置されたQRコードを使って、生徒がタブレット端末等で動画にアクセスし学習の理解を深める。
・自習中に配信担当者に質問する仕組みを構築することも可能である。

7. Let's practice texting some sentences via the QR code below.



- ①: Prepare your phone and start up your camera function.
- ②: Read this QR code by your camera.
- ③: You (④) : QR で演習と(感想)5分 created by Koki.
- ④: Please text your thought and tap "送信" button.

古起からのお知らせ

☆自習中に、考えたことや質問したいことがあれば、すぐにこちらのQRコードからメッセージを送信してください。できる限り授業時間中はモニターして、皆さんの声に対応できるようにしたいと思います。



みんなが最後まで取り組めるように、協力して自習を作り上げてくださいね！
夏休み課題、拝読しました。みんなの頑張りに、すごいおもしろくて感動。

【自習時にも生徒の学習を支援したい・・・】

・自習であっても、生徒の学習を充実させたい・・・

【参考】

・通常授業時に機能の使い方を説明したり、実践させたりするなどの取組が必要

【期待される成果】

・自習であっても、動画コンテンツにアクセスさせるなどして学習を深めさせることができる。

2 校内体制の整備～有朋高校の取組～

遠隔授業の配信校の担当教員は、自校での校務のほか、他校への授業配信のため教材の作成、送付、受信側教員との打合せなどの用務を処理する必要があります。

そのため、遠隔授業を円滑に実施できるよう、遠隔授業に関わらない教員を含め、校内体制を整える必要があります。

本事業の指定校のうち最も多くの遠隔授業を配信している有朋高校の事例を紹介します。

1 校内体制づくりの工夫と配慮

本校では、本事業の指定校として、また全道9校で取り組んでいる研究開発学校事業の協力校として遠隔授業の配信に取り組んでおり、平成29年度からは遠隔授業の配信時数が増加したため、遠隔授業の取組がより組織的になるよう、校内体制をより強く整備する必要が生じました。

(1) 校内での認識の共有

本校は通信制及び単位制（定時制）課程の高校であり、遠隔授業は通信制課程の教員の担当者が行っています。

遠隔授業を円滑に実施するためには、校内的な理解を得ることはとても重要です。

ア 遠隔授業を担当する教員について

- ・遠隔授業を担当する教員は、本校通信制の業務と並行して、受信校の遠隔授業を担当しています。
- ・遠隔授業の前に教材を受信校に送付したり、授業後には受信校から送付されてくる生徒の学習成果を取りまとめ、評価したりするなどの業務があります。
- ・このようなことから教科や分掌等において、遠隔授業を担当する教員の負担に配慮し、業務量を調整することが重要です。

イ 使用教室等について

- ・本校における授業（面接指導）やその他の教育活動に支障がないように、使用教室や使用時間帯等を調整する必要があります。
- ・生徒登校日（スクーリング）には、原則として遠隔授業は実施していません。

(2) 校内体制の充実に向けて

ア 校内環境について

遠隔授業を円滑に実施するためには、さまざまな環境整備が必要です。

今後に向けて

- ・教室等の確保（防音、専用に使用できる教室数の充実）
- ・機材等の充実（マイク、スピーカの性能の向上等）
- ・遠隔授業を行う教員の拡充
- ・授業補助者（特に実験を伴う科目の指導）

イ 運用について

遠隔授業に機器トラブルはつきものですが、トラブルが生じた際、早期に復旧し、授業に与える影響を最小限にする体制を構築することはとても大切です。

そのため、トラブル対応マニュアル等を整備、随時更新し受信校と共有すること、トラブル発生時の授業の対応策を事前に定めておくこと、また機器の不具合を防止するために適切に管理するための方策を実施することが重要です。

今後に向けて

- マニュアル等の充実のため、トラブル対応などの記録を残し、留意事項を整理し、配信校と受信校の双方で共有し活用できるようにする工夫。
- 配信校と受信校が、日常的に連絡しあう内容を定型化し、省力化を図る工夫。
- 授業アイデアを共有するためのデータリスト（共有データベース）の構築。

ウ 組織体制について

本校では、遠隔授業に関することは「OnLine 授業向上委員会」で調整を図っていますが、遠隔授業担当者の校務の明確化や業務の適切な割り振りを行うためには、校務分掌として取りまとめる方法もあります。

また、本校では、遠隔授業に関わる研修体制、公開授業の実施など、本校の教員全体で遠隔教育に関わることのできる取組を検討しています。

2 遠隔授業にかかる業務

(1) 受信校との時間割調整等

受信校において、学校行事などの調整から時間割が変更されることがあります。配信側の教員は複数校の複数科目を担当していることもあり、1校の時間割変更の要請を受けると、その他の受信校の担当者との調整が必要になることも多くあります。

また、受信校の日課表はそれぞれの地域の状況、登下校にかかる交通機関の状況などにより決定されており、授業の開始時刻も異なる状況であり、A校の遠隔授業が終わったあと、B校の遠隔授業まで5分間しかとれないこともあります。

このようなことから、配信校としては、受信校の時間割のうち遠隔授業のコマについては可能な限り固定化してもらうことや、受信校の日課表が統一されることが望ましいと考えています。

(2) 対面授業

遠隔授業において単位認定するためには所定の時数の対面授業が必要です。本校が配信している遠隔授業の受信校はいずれも遠方であり、離島については訪問するに当たって、最低でも

1回当たり、2泊3日の行程が必要で、天候により交通障害が起こるとさらに長期間の旅行期間が必要となります。

そのため、他校に対し遠隔授業を配信できないことや、本校の業務に従事しにくくなるなどの支障が生じています。

以上のことを踏まえ、本校が協力校となって取り組んでいる研究開発学校事業においては、「遠隔授業の対面により行う授業時数を緩和した単位認定の在り方並びに指導方法の研究開発」に取り組んでいます。

(3) 受信校の教員との連携

遠隔授業を受けている受信校では、授業時間中、教員に生徒の把握や教材の配布など、さまざまな対応をしています。そのため、遠隔授業の成否は、受信校側の教員との密な連携にかかっているとと言えます。

受信校では、配信される教科と同じ教科担当者が対応している場合と異なる教科担当者が対応している場合があります。

受信校の担当者との連携内容とその課題について、次のように整理できます。

受信校側の教員の業務	課題
【遠隔授業前後】	
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒情報の共有（動向、体調、配慮事項等） ・教材の受領、印刷、配付 ・生徒の提出物回収、配信側への送付時間割の調整 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●年間を通して、毎回の遠隔授業の前後に作業が必要 ●教材のデータサイズが大きい場合、取り込みに手間と時間が必要 ●配信側に生徒の提出物を送付する際、電子化（PDF化・画像化など）が必要
【遠隔授業中】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ハンディカメラ、タブレット端末、音響等の周辺機器の操作 ・生徒の安全管理 ・出欠席の確認 ・生徒への支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●遠隔会議システム及び周辺機器の操作方法の習熟とトラブル対応が必要 ●授業展開に応じた周辺機器等の操作が必要 ●配信側の教員と生徒のコミュニケーションを支援することが必要

これらの課題に対しては、次のような方策が考えられます。

- ・送信する資料の精選と、データの軽量化
- ・生徒の提出物をクラウド上で回収
- ・年度始めや対面授業時などの打合せを充実し、日常的な打合せを軽減
- ・遠隔会議システム及び周辺機器活用のマニュアルの作成、共有、改善

受信校の教員の負担を軽減することは、受信校において、誰でも遠隔授業を担当できるものとなり、業務の一般化につなげることができるものと思われます。特に、遠隔授業前後の教材や課題の送受信の負担を軽減することは優先的に取り組む必要があり、次のような方策が考えられます。

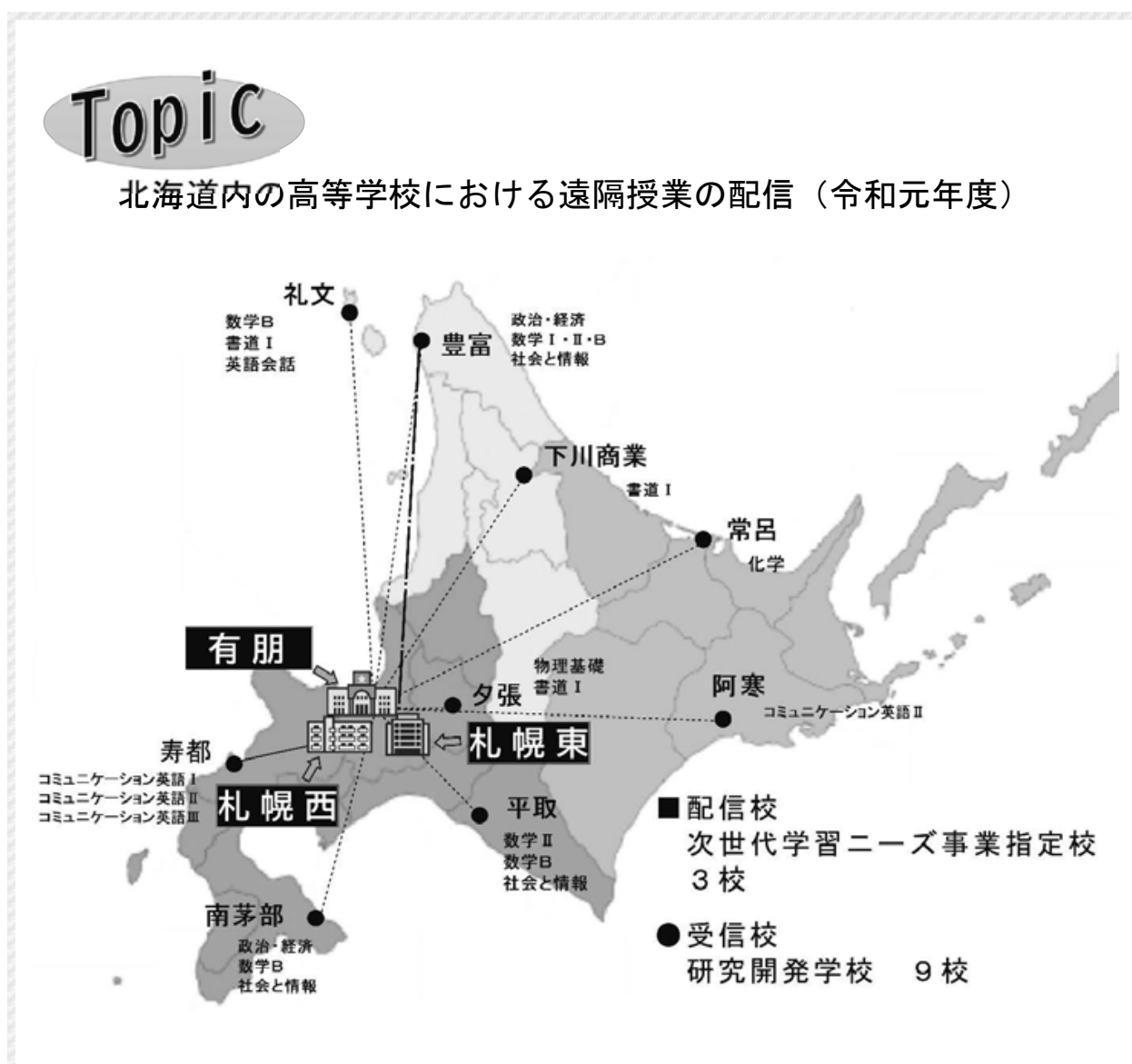
- ・「ほっかいどうスクールネット」の電子会議室の機能を利用して、大容量のファイルを一括

で送受信 ※ほっかいどうスクールネット：道立学校の教職員が利用できるグループウェア

- ・資料の体裁崩れを防ぐため、データをPDF化・画像化
- ・クラウドサービスを利用し、配信側の教員が生徒に直接、教材や課題を配付し、生徒から直接、提出

遠隔授業の配信に当っては、受信校との連携はもとより、自校の体制にも影響することから自校の教職員との連携と理解及び協力が不可欠です。

遠隔授業は受信校の生徒の学びを支えるものであり、遠隔授業担当者のもとより、配信校の教職員がその重い責任を共有し、遠隔授業の一層の充実を図ることのできる体制整備を目指す必要があります。



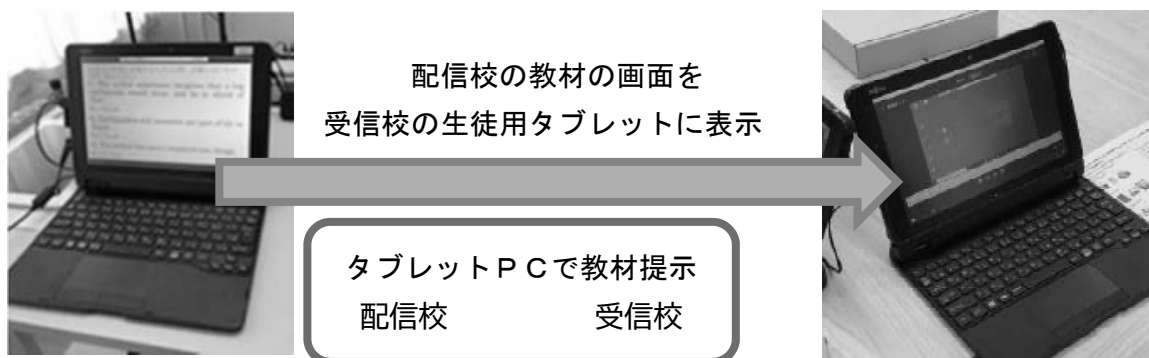
3 大学進学を目指す生徒に向けた遠隔授業

本事業の指定校のうち、札幌西高校と札幌東高校は、大学進学を目指す生徒に向けに特化した遠隔授業（札幌西：外国語（英語）、札幌東：数学）を配信しています。

そのうち、札幌西高校では、寿都高校で国公立大学進学を志す生徒を対象に、本校生徒に対する授業と同様の遠隔授業を行っていますので紹介します。

1 ICT機器等の活用

ICT機器を積極的に活用し、遠隔会議システムとは別にPC上でオンラインコミュニケーションツールを展開し、授業中は配信側の教員と生徒が本ツールでもつながっています。本ツールを活用して教材の提示や、生徒の英作文添削などを行っています。同期に時間がかかるなどの課題もあります。



2 授業について

生徒の進路目標に対応するため、本校の生徒と同様に授業を行っていますが、指導に工夫が必要な場面も多くあります。しかしながら、受信校側の教員は外国語（英語）の教員であるため、チーム・ティーチングの機能を発揮し、協力・連携しながら生徒をサポートしています。

そのような指導方法の工夫・改善により、模擬試験による受信校の生徒の偏差値も上昇が見られるようになり、学習意欲の向上にもつながっています。

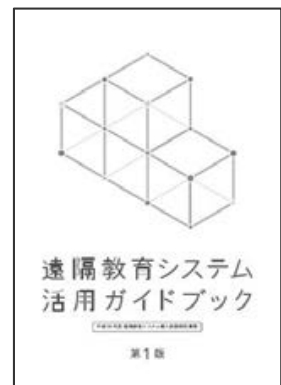
一方で課題もあります。本校からの遠隔授業は、大学進学を志望している生徒に向けた内容の難易度の習熟度別クラスであり、年度途中で他の習熟度クラスに移動することや、またその逆も困難であるため、配信側及び受信側の教員は、常に個別の生徒の学習状況に注意を払い、学習意欲を維持させる必要があります。

参考資料

遠隔授業に関する参考資料を紹介いたします。詳細については、文部科学省や北海道教育委員会等のホームページにアクセスしてください。

1 遠隔教育全体

- (1) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」
(平成 27 年 4 月 24 日付け文部科学省通知) ※14～21 ページに掲載
- (2) 「遠隔授業の実施について」
(平成 27 年 6 月 1 日付け北海道教育委員会通知) ※22～23 ページに掲載
- (3) 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について」(令和元年 11 月 26 日付け文部科学省通知)
※24～25 ページに掲載
- (4) 「北海道における教育の情報化推進指針」
(平成 29 年 12 月 20 日、北海道教育委員会)
- (5) 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」
(平成 30 年 9 月 14 日、遠隔教育の推進に向けたタスクフォース)
※26～28 ページにポイント及びスライド資料(抜粋)を掲載



2 遠隔授業の実践

- (1) 「遠隔学習導入ガイドブック(第3版)」
(平成 30 年 3 月 31 日、文部科学省)
- (2) 「遠隔教育システム活用ガイドブック(第1版)」
(平成 31 年 3 月 31 日、文部科学省、株式会社内田洋行)
- (3) 「教育の情報化に関する実践事例集」
(平成 30 年 5 月、北海道教育委員会)



3 個々の児童生徒への対応

- (1) 「不登校児童生徒が自宅にてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席の取扱い等について」
(平成 17 年 7 月 6 日付け文部科学省通知)
- (2) 「高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について」
(平成 21 年 3 月 31 日付け文部科学省通知)
- (3) 「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」
(平成 30 年 9 月 20 日付け文部科学省通知)
- (4) 「不登校児童生徒が自宅にてIT等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について」
(平成 30 年 10 月 1 日付け文部科学省事務連絡)



27文科初第289号
平成27年4月24日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長
附 属 高 等 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 長 殿
附 属 中 等 教 育 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 長
附 属 特 別 支 援 学 校 の 高 等 部 を 置 く 各 国 立 大 学 長

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）

このたび、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成27年文部科学省令第19号）【別添1】並びに「学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件の一部を改正する告示」（平成27年文部科学省告示第91号）【別添2】及び「学校教育法施行規則第八十八条の二の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件」（平成27年文部科学省告示第92号）【別添3】が、平成27年4月1日に公布され、同日施行されました。さらに、これらの改正に関連し、「不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項」（平成17年7月6日文部科学大臣決定。以下「指定要項」という。）【別添4】が平成27年4月24日に改正されました。

制定及び改正の趣旨、概要及び留意事項については、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村に、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に、各国立大学法人の学長におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知されるよう願います。

記

I 制度改正の趣旨

今回の制度改正の趣旨は、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革の集中アクションプラン」（平成25年12月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）や、「中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ」（平成26年6月）を踏まえ、今後の高等学校における遠隔教育の在り方を検討し、「高等学校における遠隔教育の在り方について」（平成26年12月高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議）において盛り込まれた内容を制度化するものである。

具体的には、全日制・定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）における授業の方法として、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）を、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）に位置付け、制度の弾力化を図ることとする。

あわせて、全日制・定時制課程の高等学校及び中等教育学校の後期課程において、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校又は中等教育学校の後期課程を欠席すると認められる生徒等を対象として、その実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合に、不登校生徒を対象とした現行の特例制度と同様に、特別な教育課程を編成することを可能とする。

この場合、高等学校及び中等教育学校の後期課程で、通信の方法を用いた教育として、事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業の方式（以下「Ⅲ 留意事項 第2」において「オンデマンド型の授業」という。）が認められることとなる。

II 制度改正の概要

第1 高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の制度化

- 1 高等学校等は、文部科学大臣が別に定めるところにより、メディアを利用して行う授業を行うことができることとすること。（施行規則第88条の2の新設等）
- 2 「文部科学大臣が別に定める」ものとは、平成27年文部科学省告示第92号に定めたとおり、次に掲げる要件を満たすもので、高等学校等において、対面に

より行う授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。(平成27年文部科学省告示第92号の制定)

- (1) 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向的に行われるものであること。
- (2) メディアを利用して行う授業が行われる教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものであること。

- 3 メディアを利用して行う授業については、高等学校及び中等教育学校の後期課程の全課程の修了要件として修得すべき単位数である74単位のうち36単位以下とすること。また、特別支援学校の高等部にあっても同旨とすること。(施行規則第96条第2項及び第133条第2項の新設等)

第2 疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校又は中等教育学校の後期課程を欠席すると認められる生徒等に対する特例の制定

- 1 全日制・定時制課程の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この節及び「Ⅲ 留意事項 第2」において同じ。)において、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法第57条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者(以下「療養等による長期欠席生徒等」という。)を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合、施行規則第83条及び第84条の規定によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができることとすること。

この措置が認められる場合は、施行規則第86条並びに平成17年文部科学省告示第98号及び平成17年文部科学省告示第99号並びに指定要項に基づき、文部科学大臣が当該高等学校を指定する場合とすること。(施行規則第86条の改正、平成17年文部科学省告示第98号の改正及び指定要項の改正)

- 2 この特別の教育課程において、通信の方法を用いた教育を行う必要があると文部科学大臣が認める場合には、高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)第1章第7款(通信制の課程における教育課程の特例)に定める各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の取扱い等(ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合の取扱いを含む。)に準じ特別の教育課程を編成すること。通信の方法を用いた教育により

認定することができる単位数は、36単位を上限とすること。(指定要項の改正)

- 3 療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する高等学校に関し、以下の項目について指定要項において定めること。(指定要項の改正)
 - (1) 趣旨
 - (2) 高等学校の指定
 - (3) 実施
 - (4) 報告の依頼等
 - (5) 実施計画の変更
 - (6) 文部科学大臣の是正措置等

Ⅲ 留意事項

第1 施行規則第88条の2、第96条第2項等関係

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この節において「法」という。)、施行規則及び高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)等の関係法令に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。
 - (1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、高等学校設置基準第7条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として40人以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が40人以下であっても、それらを合わせて40人を超えることは原則として認められないこと。

特別支援学校の高等部にあつては、施行規則第120条第2項の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として15人以下を標準とすること。この場合、15人とは配信側及び受信側の教室等の合計数であることに留意すること。
 - (2) 法第60条第1項から第3項及び第5項等の規定に基づき、配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要があること。具体的には、配信側の教員が受信側の高等学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令等により受信側の高等学校等の教員の身分を配信側の教員に持たせる等の必要があること。
 - (3) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定に基づき、配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。

(4) 法第34条の規定を準用する同法第62条等の規定に基づき、教科用図書、教材等は文部科学大臣の検定を経た教科用図書等を使用しなければならないこと。特別支援学校の高等部にあつては、施行規則第131条第2項の規定にも留意すること。

(5) 単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が、必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行うべきものであること。

2 高等学校等の教育は、心身の発達に応じて行うこと等を目的とするものであり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、机間巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の教室に当該高等学校等の教員を配置するべきであること。特に、特別支援学校の高等部にあつては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。なお、受信側の教室に配置すべき教員は、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないこと。

3 平成27年文部科学省告示第92号にいう、教科・科目等の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の時間数は、高等学校等の生徒の発達段階等に鑑み必要とされるものであり、高等学校学習指導要領第1章第7款に定める面接指導時間を参考として、具体的には、50分を1単位時間とした場合、次のような時間数を標準とすること。

(1) 国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目 1単位時間以上

(2) 理科に属する科目 4単位時間以上

(3) 保健体育に属する科目のうち「体育」 5単位時間以上

(4) 保健体育に属する科目のうち「保健」 1単位時間以上

(5) 芸術及び外国語に属する科目 4単位時間以上

(6) 家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目 各教科・科目の必要の
応じて2～8単位時間以上

高等学校等における総合的な学習の時間、学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの及び特別支援学校の高等部における自立活動は、その在り方が多様であることから、上記を参考にしつつ各高等学校等において適切に時間数を定めること。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科、特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道徳の、対面により行う授業の単位時間数については、各学校において、上記とおおむね同等とすることを標準として、生徒の実態及び学習活動に応じ適切に定めること。

対面により行う授業は上記時間数を標準としつつ、学校がその指導計画において、各教科・科目について、計画的かつ継続的にメディアを利用して行う授業を

行う場合で、生徒の学習の成果を報告課題等により継続的に把握する等により、対面により行う授業と同等以上に、生徒の学習効果を高めるとともに、学習内容の定着状況を把握するための措置等を講じる場合にあつては、各教科・科目の対面により行う授業の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができること。

なお、特別活動については、原則としてメディアを利用して行う授業にはなじみにくいと考えられるが、学校がその指導計画において、生徒の学習の成果を報告課題等により継続的に把握する等により、対面により行う授業と同等以上に、生徒の学習効果を高めるとともに学習内容の定着状況を把握するための措置等を講じるとき、特別活動の時間数のうち10分の6以内の時間数をメディアを利用して行う授業で行うことができること。

4 平成27年文部科学省告示第92号に規定するとおり、メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、対面により行う授業に相当する教育効果を有するよう行うことが必要であり、各高等学校等においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

- (1) 授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- (2) 生徒の教員に対する質問の機会を確保すること。
- (3) 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- (4) メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。

5 施行規則第88条の2の規定の、授業を行う教室等には、当該高等学校等の教室のほか、当該高等学校等以外の学校の教室、スタジオ等が含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う生徒がいない場合もメディアを利用して行う授業に含まれること。

6 その他各高等学校等におけるメディアを利用した授業の導入に当たっては、前述の「高等学校における遠隔教育の在り方について」も参照されたいこと。

第2 施行規則第86条等関係

1 施行規則第86条の規定の、生徒が疾病による療養のため又は障害のため長期欠席状態にあるか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が義務教育段階における就学事務の参考資料として作成し配

布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成26年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ30日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、高等学校又はその管理機関が行うこととすること。

- 2 今回の措置により認められる、指定要項の、通信の方法を用いた教育は、学習意欲はありながら療養又は障害により登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく卒業することができるようにすることを目的としていることから、指導を行うに当たっては、療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮すること。例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭や病院への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等と積極的な連携を図ること、生徒の学習状況に合わせた少人数指導や習熟度別指導など指導上の工夫をすることが望ましいこと。その際には、生徒が意欲を持って学習を継続することができるよう、自らの生き方や将来に対する夢や目的意識について考えるきっかけを与えることのできる指導を行うことが重要であること。

なお、このような目的に鑑み、学習意欲がない者、学習成果を評価することができないような者等に対して単位認定を行うような安易な運用が行われることのないよう留意すること。

- 3 指定を受けた高等学校は、指定に係る実施計画に従った教科・科目等を履修し又は習得した生徒についての全課程の修了の認定は、「教育課程に関し学校教育法施行規則の規定によらない場合における高等学校又は中等教育学校の後期課程の全課程の修了の認定について定める件」（平成17年文部科学省告示第99号）に基づき行うこと。
- 4 その他、平成17年7月6日付け17文科総第485号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」【参考1】の記第3留意事項2、4及び5並びに平成21年3月31日付け20文科初第8077号「高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について（通知）」【参考2】の記第3留意事項1及び3から5についても、このたびの改正が療養等による長期欠席生徒等に対する措置であることも勘案しつつ留意されたいこと。
- 5 その他各高等学校におけるオンデマンド型の授業の導入に当たっては、前述の「高等学校における遠隔教育の在り方について」も参照されたいこと。

- 6 今回の改正に伴い、施行規則第56条及び第86条において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間学校を欠席していると認められる児童生徒に係る規定に関し、「欠席していると認められる生徒」の文言を「欠席し引き続き欠席すると認められる生徒」と改正しているが、この改正はあくまで文言の整理であり、規定の趣旨、内容及び具体的な運用等において改正前と変わることはないこと。

【本件連絡先】

(高等学校関係)

文部科学省 初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室
高校教育改革係

甲(かぶと)、小坂

電話 03-5253-4111 (内線2022)

(特別支援教育関係)

文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課 企画調査係
瀬戸、袴田

電話 03-5253-4111 (内線3193)

関係教育局長 様

新しい高校づくり推進室参事（改革推進）

遠隔授業の実施について（通知）

このことについて、平成27年 5 月29日付け教高第348号通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」により、一定の条件の下、遠隔授業で単位認定することが可能となりました。

については、平成27年 2 月27日付け事務連絡「平成27年度における出張授業の実施について」で回答のあった、遠隔授業の実施が可能な時数を踏まえ、別添の送付資料を参考に、積極的に遠隔授業を実施するよう地域キャンパス校・センター校に連絡願います。

記

送付資料

- 1 教高第348号通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」写し
- 2 「遠隔授業を実施するに当たっての要件及び留意事項」
- 3 「高等学校における遠隔教育の在り方について（報告）」（高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議 平成26年12月 8 日）

改革推進グループ
担当 花 松 均
TEL 011-204-5778
FAX 011-232-1127
E-mail : hanamatsu.hitoshi@pref.hokkaido.lg.jp

遠隔授業を実施するに当たっての要件及び留意事項

1 要件

- (1) 遠隔授業は、同時かつ双方向的に行われるものであること。
- (2) 遠隔授業は、教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものであること。
- (3) 遠隔授業は、高等学校等の全課程の修了要件として修得すべき単位数である74単位のうち36単位以下とすること。

2 留意事項

- (1) 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、40人以下とすること。
- (2) 配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要があること。
※地域キャンパス校の校長は、「学校職員の兼職発令事務手続等について」に基づき、兼職発令を行うこと。
- (3) 配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。
- (4) 単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が、必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行うべきものであること。
- (5) 受信側の教室に当該高等学校の教員を配置すること。
なお、受信側の教室に配置すべき教員は、当該教科の免許保有者であるか否かは問わない。
- (6) 教科・科目等の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の単位時間（1単位時間は、50分とする。）数の標準は、1単位につき、次の表のとおりとする。

各教科・科目	対面により行う授業
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	1単位時間以上
理科に属する科目	4単位時間以上
保健体育に属する科目のうち「体育」	5単位時間以上
保健体育に属する科目のうち「保健」	1単位時間以上
芸術及び外国語に属する科目	4単位時間以上
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～8単位時間以上

〈例〉外国語（コミュニケーション英語Ⅰ）：3単位を遠隔授業で実施する場合、対面により行う授業は、3単位×4時間で12時間となる。

- (7) 遠隔授業を実施するに当たっては、対面により行う授業に相当する教育効果を有するよう行うことが必要であり、次の事項について、配慮すること。
 - ア 授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
 - イ 生徒の教員に対する質問の機会を確保すること。
 - ウ 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。

元文科初第 1 1 1 4 号
令和元年 1 1 月 2 6 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋 司

(印影印刷)

高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）

高等学校等（全日制及び定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）における遠隔教育の推進については、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）を、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 1 1 号。以下「施行規則」という。）に位置付け、これまでも制度の弾力化を図ってきたところです。

文部科学省では、昨年 1 1 月に公表した「新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて～柴山・学びの革新プラン～」を踏まえ、本年 6 月、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」を取りまとめました。この中で、今後の取り組むべき施策として、高等学校段階の病気療養中の生徒に対する遠隔教育について、受信側の教員の配置に関する要件を緩和し、遠隔教育を通じた、より効果的な教育実践を推進することを示しているところです。

これを受け、この度、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる生徒等に対する教育の一層の充実を図るため、平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 289 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」の記Ⅲ留意事項の第 1 の 2 について下記第 1 のとおり、平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 195 号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」の記第 3 留意事項の 3 の（2）について下記第 2 のとおり、それぞれ留意事項を補足しましたので、御了知の上、適切に対応されるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、このことを十分周知願います。

記

第 1 平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 289 号「学校教育法施行規則の一部を改正す

る省令の施行等について（通知）」の記Ⅲ留意事項の第1の2について

高等学校等の教育は、心身の発達に応じて行うこと等を目的とするものであり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、机間巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置すべきであること。特に、特別支援学校の高等部にあつては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。なお、受信側の教室等に配置すべき教員は、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないこと。

ただし、病室等において、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対し、施行規則第88条の3の規定に基づきメディアを利用して行う授業の配信を行う場合その他の特別な事情が認められる場合には、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと。なお、その場合には、当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること。受信側の病室等で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。また、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置しない場合にも、配信側の教員は受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。

第2 平成27年4月24日付け27文科初第195号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」の記第3留意事項の3の(2)について

特別支援学校の高等部の教育は、心身の発達に応じて行うことを目的とするものであり、生徒の特性に鑑み、巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の病室等に当該特別支援学校の高等部の教員を配置すべきであること。なお、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないこと。

ただし、当該特別支援学校と保護者が連携・協力し、生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えている場合には、受信側の病室等に当該特別支援学校の教員を配置することは必ずしも要しないこと。受信側の病室等で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。また、受信側の病室等に当該特別支援学校の教員を配置しない場合にも、配信側の教員は受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係・指導係
電話 03-5253-4111 (内線 3193・3716)

文部科学省初等中等教育局
参事官(高等学校担当)付高校教育改革係
電話 03-5253-4111 (内線 3482)

「遠隔教育の推進に向けた施策方針」のポイント



※「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」（主査：丹羽文部科学副大臣）として、遠隔教育を効果的に活用した教育の質の向上を図るため策定。

1. 遠隔教育の基本的な考え方

- ▶ 小規模校等における教育活動の充実や、外部人材の活用や幅広い科目の開設などにおいて、重要な意義。
 - ▶ 不登校児童生徒や病気療養児など、通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって、学習機会の確保の観点から重要。
- ➡ 一人一人に応じた学習機会を提供する観点から、遠隔教育が効果を発揮しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化（別紙）し、教育関係者の理解を深めていく。

2. 制度の整備等

1) 小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育

➡ 受信側において、学校と保護者が連携・協力し、児童生徒の体調管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるなどの要件を満たす場合、指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映することができるよう制度改正

2) 不登校児童生徒に対する遠隔教育

➡ 指導要録上出席扱いとする現行制度の活用実績の分析を踏まえ、活用のための留意事項を学校関係者に周知を図り、全国における制度の活用を一層促進。

3) 遠隔システムを活用し免許外教科担任の支援を促進

➡ やむを得ず免許外教科担任が授業を担当する場合、免許状を保有する高い指導力を有する教師等が遠隔システムを活用し授業に参画することで、授業の質を高めるとともに当該免許外教科担任の資質能力の向上を図る。

3. 全国的な普及に向けた取組

- ▶ 遠隔授業の事例や指導の際のポイント、環境構築の在り方などについてまとめた「遠隔学習導入ガイドブック」を改定し、全国の教育委員会における活用を促進。
- ▶ 優れた遠隔授業の事例を創出する実証研究（「遠隔教育システム導入実証研究事業」、「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」）を推進。
- ▶ 新たに開催する「遠隔教育フォーラム」（年度内に複数箇所）や各種会議等において、優れた取組例や課題の解決例を積極的に周知し、全国における取組を促進。その際、教育委員会だけではなく自治体全体に理解が深まるよう、「全国ICT教育長協議会」と連携し、更に広報活動を推進。
- ▶ 教育における先端技術の導入に向けた実証研究を関係省庁と連携して実施するため、新規事業を31年度概算要求に計上。

遠隔教育に係る施策を総合的・継続的に推進

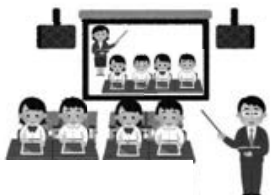
遠隔授業の類型（イメージ）

（別紙）

合同授業型

- ▶ 児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る。

教師 + 児童生徒



送信側

教師支援型

- ▶ 児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図る。

ALTや専門家等



同時双方向

教科・科目充実型

※ 高等学校段階のみ

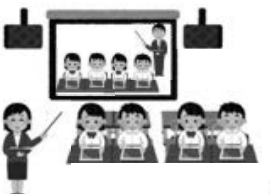
- ▶ 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、学習機会の充実を図る。

当該教科の免許状を保有する教師



同時双方向

教師 + 児童生徒



受信側

教師 + 児童生徒



当該学校の教師（当該教科の免許状の有無は問わない） + 生徒



「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の概要

1. 検討の趣旨・背景

- 教育の質の向上の観点から遠隔教育を推進するためには、遠隔教育が効果的な学習場面や、遠隔システムを活用する際の課題・留意点等について検討を行い、取組の改善・充実を図っていくことが必要。
※「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)においても、「遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる」(平成30年度上期結論・措置)とされている。
- このため、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」を、平成30年6月に設置し、学校における遠隔教育の推進に向けた具体的方策について検討を行い、本施策方針を取りまとめた。

2. 基本的な考え方と現状・課題

※ 本方針における「遠隔教育」は「遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育」をいう

【推進に当たっての基本的な考え方】

- 遠隔システムの活用により、学校同士をつないだ合同授業を実施したり、外部人材の活用や幅広い科目開設など、学習の幅を広げることが可能。
- また、様々な事情により、通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって、遠隔教育は、学習機会の確保を図る観点から重要な役割を果たす。
- ただし、教師と児童生徒、児童生徒同士の日常的な信頼関係・人間関係が教育の基盤であり、遠隔教育が効果を発揮する前提として、その基盤が成立していることが不可欠。

【現状と課題】

- ① 教育関係者の理解が十分ではなく、一人一人の児童生徒の状況等に応じた学習機会を提供する観点から、遠隔教育を効果的に活用する余地がある。
- ② 配信側において日常的な児童生徒理解に基づいた指導が十分でないこともあり、適時・適切な指導や声かけ、的確な学習評価に限界がある。受信側においてケガ等のリスクがあり、安全に授業を行う上での十分な配慮と対応が必要(実験、調理実習等)。実践の蓄積が少ないため、効果的に行う指導方法等が明確とは言えない。
- ③ 機器等のトラブルにより、授業の進行に支障が生じるリスク。
- ④ 遠隔システム等の整備に大きな費用が生じ、財政的な負担が生じる。

1

3. 課題を踏まえた推進方策

課題①：一人一人の状況等に応じた学習機会を提供する観点からの遠隔教育の効果的な活用が不十分

- 遠隔教育の効果を期待しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化

学習場面	合同授業型	教師支援型	教科・科目充実型 (高等学校段階のみ)	個々の児童生徒への対応
目的	■ 多様な意見や考えに触れ、協働して学習に取り組む機会の充実	■ 専門性の高い外部講師等の活用による指導の充実 ■ 興味・関心を喚起する学習環境の実現	■ 高等学校において生徒に多様な選択を可能とする学習環境の提供	■ 様々な事情により、通学が困難な児童生徒の学習機会の確保
活用例	■ 小規模校同をICTでつないだ合同授業	■ A L Tや専門家の活用 ■ 博物館や美術館等と連携した学習 ■ 専門性の高い教師による免許外教科担任への支援	■ 先進的な授業の実施(論述に関する学校設定科目等) ■ 小規模校等での多様な科目(理科・地歴等)の開設	■ 不登校児童生徒に対する自宅等での遠隔教育 ■ 病気療養児(※2)に対する自宅・病院等での遠隔教育
送信側免許	■ 当該教科の免許状を保有する教師(※1)	■ 免許状を保有しない外部講師や免許状を保有するベテラン教師	■ 当該教科の免許状を保有する教師	■ 当該教科の免許状を保有する教師
受信側免許		■ 当該教科の免許状を保有する教師(※1)	■ 当該校の教師であれば、免許状の教科は問わない	■ 不登校児童生徒については、教師の有無は問わない(学習者のみでも可) ■ 病気療養児の場合(※3)
学習評価	■ 各校の教師が実施	■ 受信側の教師が実施	■ 両校の教師が合同で実施(単位認定が可能)	■ 不登校児童生徒について、「出席扱い」とし、評価に反映。 ■ 小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育については、受信側に当該校の当該教科の免許状を保有する教師がいない場合、現状では「出席」とはならず、評価の対象外。

※1 免許外教科担任を含む

※2 疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒

※3 【小・中学校段階】当該教科の免許状を保有する教師

【高等学校段階】文部科学大臣の指定を受けた高等学校では教師の有無は問わない。特別支援学校高等部の訪問教育では当該校の教師であれば免許状の教科は問わない(オンデマンド型の場合は教員の有無は問わない)。また、教科・科目充実型の仕組みを活用することも可能

2

- 中学校・高等学校等における教科指導の充実の観点から、**遠隔システムを活用した免許外教科担任への支援を促進。**
 - ➔ 専門性の高い教師が免許外教科担任とともに授業を行うことにより、授業の質を高めるとともに、当該担任の資質向上が期待される。
- **小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育**については、病気療養児の学習機会の確保や学習意欲の維持・向上、円滑な復学につながるなどの効果が見られることから、一定の要件の下で、**「出席扱い」とし、学習成果を評価に反映できるように、措置を講じる。**
- 不登校児童生徒に対し、自宅等における遠隔教育も含め、**ICT等を活用した学習活動を促進。**
 - ➔ 実施にあたっての要件や留意事項について学校関係者に周知する。

課題②：適時・適切な指導や声かけ、的確な学習評価に限界があるなど指導上の課題

- ガイドブックの作成・配布や「遠隔教育フォーラム」をはじめとする各種会議での広報・周知等を積極的に進め、これまでの優れた実践例や課題の解決例を発信
 - ・ 効果を期待しやすい学習場面の整理
 - ・ 遠隔教育の効果を高めるための体制整備のポイントの整理
(例：教育委員会と学校が一体となった体制、ICT支援員の活用、異動を見据えた機器の管理や知識・技術の蓄積)
 - ・ 効果的・継続的な遠隔教育を実施するための教員研修の具体的項目の整理
 - ・ 指導上・安全管理上の留意点等について整理



相手校の発表に質問をしている様子



A L Tと会話している様子

3

課題③：機器等のトラブルにより、授業の進行に支障が生じるリスク

- 主なトラブルとその対策例の発信や、ICT支援員・ICT活用教育アドバイザーの活用
 - ・ トラブルが発生する可能性が低減する導入例の提示
 - ・ 生じる主なトラブルと対策例を整理
(例：ハウリングが起きにくい機器の配備例、遠隔システムの接続が不安定な場合の対処例)
 - ・ 機器等の準備や授業中の操作などを行う ICT支援員の配置促進（4校に1人配置できるよう地方財政措置）
 - ・ 遠隔教育の導入を含め、自治体のニーズに応じた ICT活用教育アドバイザーの派遣

課題④：財政的な負担

- 各自治体が、地方財政措置も活用しつつ、遠隔教育に係る整備を進めることができるよう、目的に応じたICT環境構成モデル例や機器の活用事例の発信による、効率的・効果的な整備促進
 - ・ 学習活動に応じて必要となる機器・費用を例示し、期待される教育効果を示すことにより、各自治体における予算措置・環境整備を促進
(web会議システムの利用例：初期費用93万円(+年15万円の利用料)
ビデオ会議システムの利用例：初期費用180万円) ※1教室当たり
 - ・ 遠隔授業以外におけるICT機器の活用事例の提示
(例：学習者用コンピュータ、協働学習用ツール、デジタル教材)



Web会議システムを利用した例

4